



山形県公報

平成29年2月24日(金)
第2822号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………(環境企画課) ……125
- 知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) ……126
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……127
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……128
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……129
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……130
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則……………同
- 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則……………133

## 告 示

### 山形県告示第106号

山形県水資源保全条例(平成25年3月県条例第14号)第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成29年3月10日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 酒田市水資源保全地域
- (2) 区 域 酒田市(平成17年10月31日における酒田市の区域)9林班から14林班まで及び42林班から56林班まで(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める森林の区域に限る。)並びに同項の規定によりたてた地域森林計画で定める同市(同日における飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の区域)の森林の区域

- 2 (1) 名称 尾花沢市水資源保全地域  
 (2) 区域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める尾花沢市の森林の区域
- 3 (1) 名称 金山町水資源保全地域  
 (2) 区域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡金山町の森林の区域
- 4 (1) 名称 戸沢村水資源保全地域  
 (2) 区域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡戸沢村の森林の区域
- 5 (1) 名称 高畠町水資源保全地域  
 (2) 区域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東置賜郡高畠町の森林の区域

### 山形県告示第107号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（2-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン（通称名2-FPM）及びその塩類
- (2) N-（1-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1）及びその塩類
- (3) N-（2-アダマンチル）-1-〔（テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル）メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2）及びその塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

#### 3 指定の効力が生ずる日

平成29年2月25日

### 山形県告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------|---------------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人ひびき<br>長井市屋城町5番15号 | POCCOしらたか<br>西置賜郡白鷹町大字滝野3116番地7 | 放課後等デイサービス | 平成29. 2. 15 |

### 山形県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|-----------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人ひびき<br>長井市屋城町5番15号  | しらたかFACTORY<br>西置賜郡白鷹町大字滝野3116番地7 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成29. 2. 15 |

**山形県告示第110号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
川西町
- 2 調査を行った期間  
平成26年4月1日から平成28年7月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字下小松及び大字中小松の各一部
- 5 認証年月日  
平成29年2月15日

**山形県告示第111号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 認可年月日  
平成29年2月15日

**山形県告示第112号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 越 後 昭 太 郎 | 新庄市大字本合海35番地の3 |

**山形県告示第113号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年2月24日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間     | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長     |
|----------------------|-------|------|-------------------|--------|
| 山形市印役町一丁目14番4から<br>同 | 4番2まで | 旧    | 10.0メートル<br>} 7.7 | 13メートル |
| 同                    | 上     | 新    | 10.0メートル<br>} 7.7 | 同上     |

**山形県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年2月24日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|-------------------------|---------|------|--------------------|--------|
| 寒河江市大字幸生字カト615番1から<br>同 | 604番4まで | 旧    | 13.8メートル<br>} 11.1 | 50メートル |
| 同                       | 上       | 新    | 13.1メートル<br>} 12.0 | 同上     |

**山形県告示第115号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年2月24日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                        | 間      | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長      |
|--------------------------|--------|------|-------------------|---------|
| 寒河江市大字田代字ハノキ577番1から<br>同 | 549番まで | 旧    | 16.4メートル<br>} 4.8 | 207メートル |
| 同                        | 上      | 新    | 26.4メートル<br>} 4.2 | 同上      |

**山形県告示第116号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年2月24日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号

- 2 供用開始の区間 寒河江市大字幸生字カト615番1から  
同 604番4まで
- 3 供用開始の期日 平成29年2月24日

**山形県告示第117号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年2月24日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字田代字ハノキ577番1から  
同 549番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年2月24日

**山形県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年2月24日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西置賜郡白鷹町大字十王字三ツ石下5369番1から<br>同 高橋5401番1まで | 旧    | 21.4メートル<br>} 14.0 | 183メートル |
| 同 上                                      | 新    | 21.4メートル<br>} 14.7 | 同 上     |

**山形県告示第119号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
南陽市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 南陽都市計画下水道事業  
(2) 名称 南陽公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）南陽市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和55年10月15日から平成34年3月31日まで

**山形県告示第120号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 滝野本
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字 | 字     | 地 番    | 標 柱 番 号  |
|-------|-----|-----|-------|--------|----------|
| 鶴 岡 市 |     | 戸 沢 | 滝 野 本 | 108    | 1 号      |
|       |     |     |       | 76     | 2 号      |
|       |     |     | 大 早 田 | 154    | 3 号      |
|       |     |     | 滝 野 本 | 18-1   | 4号から6号まで |
|       |     |     |       | 19-1地先 | 7号       |
|       |     |     |       | 48     | 8号       |
|       |     |     |       | 74-1   | 9号       |

**山形県告示第121号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同法第87条第2項において準用する同法第48条第5項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成29年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成29年3月3日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 西置賜郡小国町大字岩井沢704番地  
おぐに開発総合センター2階集会室
- 3 申請者 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地  
小国町長 仁科洋一
- 4 建築物の計画 小国都市計画区域内の第一種住居地域である小国町大字岩井沢及び大字兵庫館地内における学校の一部の学校から学校給食の共同調理施設への用途変更（鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）4階建て、延べ面積16,221.15平方メートル）

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

## 山形県教育委員会規則第1号

## 山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、山形県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として設置する。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成でき、協議会の設置が適当と認める学校を、協議会を設置する学校として指定する。

2 校長は、前項の指定（以下「指定」という。）を受けようとするときは、教育委員会に指定の申請をしなければならない。

3 指定の期間は3年とする。

4 教育委員会は、前項に規定する期間後、再度の指定をすることができる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第4条 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校の経営計画に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学校の組織編制に関する事項

(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第5条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

(運営状況に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、その活動状況に関する情報提供に努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という。）の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 指定学校の所在する地域住民

(3) 指定学校の校長

(4) 指定学校の教員及び事務職員

(5) 学識経験を有する者

(6) 関係機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会又は指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が当該指定学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校の指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を校長に交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第9条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、山形県教育委員会教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会規則第2号

##### 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 地教行法第47条の5第1項及び第7項の規定による学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しに関する事。

第4条第1項中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 地教行法第47条の5第2項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年2月県教育委員会規則第1号）第15条第1項による学校運営協議会の委員の任命及び解任に関する事。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成29年2月24日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年2月24日発行 発行人 山形県